



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年4月26日火曜日 第2262号

◇ 目 次 ◇ 規 則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 426

告 示

- 医療機関の指定..... 427
- 施術機関の指定..... 427
- 指定医療機関の辞退..... 427
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... 427
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 428
- 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... 428
- 介護機関（介護予防事業者）の指定..... 429
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 429
- 指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... 429
- 指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の変更..... 430
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 430
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... 430
- 指定居宅サービス事業者の指定..... 431
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... 431
- 指定居宅サービス事業の廃止..... 432
- 指定介護予防サービス事業の廃止..... 432
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... 432
- 地籍調査の成果の認証..... 433

- 公共測量の終了の通知..... 433
- 指定道路の指定（3件）..... 433
- 道路の区域変更（県道久良城辺線）..... 433
- 道路の供用開始（県道久良城辺線）..... 434
- 道路の供用開始（県道信里伊予平野停車場線）..... 434

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 434

公 告

愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画の公表..... 435

監 査 公 表

- 中予米粉推進会、西条ペリー部会..... 435
- 農産園芸課..... 436

公 営 企 業 公 告

土地の売払い..... 436

労 働 委 員 会 告 示

あっせん員候補者の公示..... 438

正 誤

- 平成23年4月1日付け第2255号愛媛県規則第20号（組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則）中..... 439
- 平成23年4月1日付け第2255号愛媛県訓令第6号（組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）中..... 439

規 則

○愛媛県規則第27号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成17年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（身分証明書）</p> <p>第2条 法第5条第5項（法第21条第2項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>様式第1号（第2条関係） 身分証明書（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項及び第28条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、並びに同法第21条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> </div>	<p>（身分証明書）</p> <p>第2条 法第5条第5項（法第21条第2項_____において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>様式第1号（第2条関係） 身分証明書（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略</p> <p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項_____の規定により他人の占有する土地に立ち入り、及び同法第21条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> </div>

省略

(裏)

省略

(立入検査)

第21条 省略

2・3 省略

(緊急調査のための土地の立入り等)

第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第5条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第8項から第10項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

第7章 罰則

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第7項(第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

(2) 省略

第36条 省略

省略

(裏)

省略

(立入検査)

第21条 省略

2・3 省略

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第7項...の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

(2) 省略

第32条 省略

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第559号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 開設者の氏名又は名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 明倫薬局 and おんまや歯科医院.

○愛媛県告示第560号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同

○愛媛県告示第562号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中村時広

法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 施術機関の名称, 開設者の氏名又は名称, 所在地, 指定年月日. Row includes 東洋療法治療院.

○愛媛県告示第561号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 開設者の氏名又は名称, 所在地, 辞退年月日. Row includes 二神歯科クリニック.

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社みずき	宇和島市柿原甲840 - 1	訪問看護ステーションみずき	宇和島市川内甲957 - 4	平成23年3月14日

○愛媛県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人くりのみ会	四国中央市土居町津根3008番地1	通所介護事業所くりのみ土居	四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年3月8日
社会福祉法人くりのみ会	四国中央市土居町津根3008番地1	短期入所生活介護事業所くりのみ土居	四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年3月8日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市秋生1061番地	あったかほーむたかつ	新居浜市高津町3番20号	平成23年4月1日
セントケア愛媛株式会社	松山市馬木町2167番地	セントケア新居浜本郷	新居浜市本郷一丁目3番24号	平成23年4月1日
株式会社アクティブビジョン	今治市延喜甲31番地1	リハビリデイサービスセンター晃誠	今治市延喜甲31番地1	平成23年4月1日
株式会社オレンジハート	八幡浜市保内町宮内6番耕地384番	通所介護事業所よりあい所オレンジハート	八幡浜市保内町宮内5番耕地384番1	平成23年3月8日
株式会社みずき	宇和島市柿原甲840 - 1	訪問看護ステーションみずき	宇和島市川内甲957 - 4	平成23年3月14日
株式会社クオリア	伊予郡松前町北川原293番地2	訪問看護ステーションくるみ	伊予郡松前町北黒田679 - 1	平成23年3月8日
社会福祉法人エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地1	デイサービスセンターエンゼルなかがわら	伊予郡松前町中川原168番地1	平成23年4月1日

○愛媛県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社みずき	宇和島市柿原甲840 - 1	ケアプランセンターみずき	宇和島市川内甲957 - 4	平成23年3月14日
有限会社ひだまりの会	宇和島市保手二丁目5番31号	ひだまりの会指定居宅介護支援事業所	宇和島市長堀三丁目8番6号	平成23年4月1日
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	上島町魚島デイサービスセンター	越智郡上島町魚島1番耕地1367番地2	平成23年3月9日

○愛媛県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人くりのみ会	四国中央市土居町津根3008番地1	通所介護事業所くりのみ土居	四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年 3月 8日
社会福祉法人くりのみ会	四国中央市土居町津根3008番地1	短期入所生活介護事業所くりのみ土居	四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年 3月 8日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市萩生1061番地	あったかほーむたかつ	新居浜市高津町3番20号	平成23年 4月 1日
社会福祉法人陽成会	今治市朝倉下乙102番2	デイサービスリーフガーデンあさくら	今治市朝倉下乙102番2	平成23年 3月 1日
社会福祉法人陽成会	今治市朝倉下乙102番2	リーフガーデンあさくら	今治市朝倉下乙102番2	平成23年 3月 1日
株式会社アクティブビジョン	今治市延喜甲31番地1	リハビリデイサービスセンター－晃誠	今治市延喜甲31番地1	平成23年 4月 1日
株式会社オレンジハート	八幡浜市保内町宮内6番耕地384番	通所介護事業所よりあい所オレンジハート	八幡浜市保内町宮内5番耕地384番1	平成23年 3月 8日
株式会社みずき	宇和島市柿原甲840-1	訪問看護ステーションみずき	宇和島市川内甲957-4	平成23年 3月14日
上島町	越智郡上島町弓削下弓削210番地	上島町魚島デイサービスセンター	越智郡上島町魚島1番耕地1367番地2	平成23年 3月 9日
株式会社クオリア	伊予郡松前町北川原293番地2	訪問看護ステーションくるみ	伊予郡松前町北黒田679-1	平成23年 3月 8日
社会福祉法人エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地1	デイサービスセンターエンゼルなかがわら	伊予郡松前町中川原168番地1	平成23年 4月 1日

○愛媛県告示第566号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
新居浜市農業協同組合	新居浜市田所町3番63号	J A 新居浜市	（変更後） 新居浜市坂井町3-10-40	平成22年 6月15日
			（変更前） 新居浜市田所町3-63	

○愛媛県告示第567号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
新居浜市農業協同組合	新居浜市田所町3番63号	J A新居浜市	（変更後） 新居浜市坂井町3-10-40	平成22年6月15日
			（変更前） 新居浜市田所町3-63	

○愛媛県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（特定介護予福祉用具販売事業者）の特定介護予福祉用具販売事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
新居浜市農業協同組合	新居浜市田所町3番63号	J A新居浜市	（変更後） 新居浜市坂井町3-10-40	平成22年6月15日
			（変更前） 新居浜市田所町3-63	

○愛媛県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人ことぶき会	八幡浜市向灘229番地18	ホームヘルプことぶき荘	八幡浜市向灘229番地18	平成22年12月31日
瀬尾 武次	八幡浜市1352	瀬尾医院	八幡浜市1352	平成23年 2月24日

○愛媛県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人ことぶき会	八幡浜市向灘229番地18	ホームヘルプことぶき荘	八幡浜市向灘229番地18	平成22年12月31日
瀬尾 武次	八幡浜市1352	瀬尾医院	八幡浜市1352	平成23年 2月24日

○愛媛県告示第571号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社クオリア	訪問看護ステーションくるみ	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田679番地1	平成23年3月1日	訪問看護
株式会社JMケアサービス	茶話本舗デイサービスさや	愛媛県松山市南斎院町923番地2	平成23年3月1日	通所介護
医療法人仁勇会	介護付有料老人ホーム瀬戸風	愛媛県松山市古三津四丁目600番地1	平成23年3月1日	特定施設入居者生活介護
医療法人仁勇会	ショートステイ瀬戸風	愛媛県松山市古三津四丁目600番地1	平成23年3月1日	短期入所生活介護
株式会社幸徳	ヘルパーステーション幸徳	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1032番地7	平成23年3月1日	訪問介護
株式会社オレンジハート	通所介護事業所よりあい所オレンジハート	愛媛県八幡浜市保内町宮内5番耕地384番地1	平成23年3月1日	通所介護
社会福祉法人くりのみ会	通所介護事業所くりのみ土居	愛媛県四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年3月1日	通所介護
社会福祉法人くりのみ会	短期入所生活介護事業所くりのみ土居	愛媛県四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年3月1日	短期入所生活介護
ウマ商事株式会社	デイサービスロイヤル	愛媛県四国中央市三島中央三丁目11番38号	平成23年3月1日	通所介護
有限会社四ッ葉	介護付有料老人ホーム四葉	愛媛県松山市高山町4202番地	平成23年3月3日	特定施設入居者生活介護
株式会社よしまる	デイサービスセンター未来	愛媛県宇和島市丸穂町一丁目9番30号	平成23年3月5日	通所介護
有限会社クオラ	デイサービスハウディー	愛媛県松山市和気町一丁目431番地1	平成23年3月14日	通所介護
社会福祉法人平成会	介護付有料老人ホームさや	愛媛県松山市南斎院町1165番地	平成23年3月23日	特定施設入居者生活介護
有限会社コミュニティーハウス	デイサービスセンターちゃすけ	愛媛県松山市平田町398番地	平成23年3月26日	通所介護
有限会社コミュニティーハウス	介護付有料老人ホームおはぎ	愛媛県松山市平田町398番地	平成23年3月26日	特定施設入居者生活介護
社会福祉法人愛美会	短期入所生活介護事業所山田井の郷	愛媛県四国中央市金生町山田井字原際887番地2	平成23年3月31日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第572号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社クオリア	訪問看護ステーションくるみ	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田679番地1	平成23年3月1日	介護予防訪問看護
医療法人仁勇会	介護付有料老人ホーム瀬戸風	愛媛県松山市古三津四丁目600番地1	平成23年3月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
医療法人仁勇会	ショートステイ瀬戸風	愛媛県松山市古三津四丁目600番地1	平成23年3月1日	介護予防短期入所生活介護
株式会社幸徳	ヘルパーステーション幸徳	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1032番地7	平成23年3月1日	介護予防訪問介護
株式会社オレンジハート	通所介護事業所よりあい所オレンジハート	愛媛県八幡浜市保内町宮内5番耕地384番地1	平成23年3月1日	介護予防通所介護

社会福祉法人くりのみ会	通所介護事業所くりのみ土居	愛媛県四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年 3月 1日	介護予防通所介護
社会福祉法人くりのみ会	短期入所生活介護事業所くりのみ土居	愛媛県四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年 3月 1日	介護予防短期入所生活介護
有限会社四ッ葉	介護付有料老人ホーム四葉	愛媛県松山市高山町4202番地	平成23年 3月 3日	介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社よしまる	デイサービスセンター未来	愛媛県宇和島市丸穂町一丁目 9番30号	平成23年 3月 5日	介護予防通所介護
有限会社クオラ	デイサービスハウディー	愛媛県松山市和気町一丁目431番地 1	平成23年 3月14日	介護予防通所介護
社会福祉法人平成会	介護付有料老人ホームさや	愛媛県松山市南斎院町1165番地	平成23年 3月23日	介護予防特定施設入居者生活介護
有限会社コミュニティーハウス	デイサービスセンターちゃすけ	愛媛県松山市平田町398番地	平成23年 3月26日	介護予防通所介護
有限会社コミュニティーハウス	介護付有料老人ホームおはぎ	愛媛県松山市平田町398番地	平成23年 3月26日	介護予防特定施設入居者生活介護
社会福祉法人愛美会	短期入所生活介護事業所山田井の郷	愛媛県四国中央市金生町山田井字原際887番地 2	平成23年 3月31日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第573号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
日建リース工業株式会社	かがやき愛媛	愛媛県伊予郡砥部町重光59	平成23年 3月20日	福祉用具貸与
日建リース工業株式会社	かがやき愛媛	愛媛県伊予郡砥部町重光59	平成23年 3月20日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービスを廃止する旨の届出があった。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
日建リース工業株式会社	かがやき愛媛	愛媛県伊予郡砥部町重光59	平成23年 3月20日	介護予防福祉用具貸与
日建リース工業株式会社	かがやき愛媛	愛媛県伊予郡砥部町重光59	平成23年 3月20日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
財団法人新居浜精神衛生研究所	財団法人新居浜精神衛生研究所附属豊岡台病院	愛媛県四国中央市豊岡町長田字樋ノ上603番地 1	平成23年 2月28日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第576号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	津島町下畑地の一部	平成21年度から平成22年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
八幡浜市	日土町6番耕地・7番耕地の一部	平成21年度から平成22年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	三島金子の一部	平成21年度から平成22年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成23年 4月26日

○愛媛県告示第577号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（1/2,500地形図作成）
- 2 作業期間 平成22年 9月14日から平成23年 3月18日まで
- 3 作業地域 大洲市（肱川流域）

○愛媛県告示第578号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年 4月26日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

平成23年 4月18日

3 指定道路の位置

四国中央市下柏町字株木47番1

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 23.30メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第579号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年 4月26日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成23年 4月18日

3 指定道路の位置

四国中央市寒川町字原口2018番1

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 54.50メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第580号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年 4月26日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成23年 4月19日

3 指定道路の位置

東温市北方字田中甲3245番1、甲3245番3、甲3246番1、甲3247番

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 23.38メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3050番地先から同町御荘平城3211番まで	旧	メートル 6.4～8.2	キロメートル 0.127	
			新	8.5～11.5	0.127	

○愛媛県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町御荘平城3063番3	平成23年 4月26日

○愛媛県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	信里伊予平野停車場線	大洲市北裏25番4から 同市平野町野田1132番2地先まで	平成23年 4月26日

訓 令

○愛媛県訓令第10号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成23年 4月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項						別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	部 長	局 長				課 長	知 事	部 長
砂 防 課	1～4 省略					砂 防 課	1～4 省略				
	5 土砂 災害警 戒区域 等にお ける土 砂災害 防止対	1・2 省略					5 土砂 災害警 戒区域 等にお ける土 砂災害 防止対	1・2 省略			
		3 土砂災害特別警戒区域 （以下この項において「特 別警戒区域」という。）に 関すること。						3 土砂災害特別警戒区域 （以下この項において「特 別警戒区域」という。）に 関すること。			
		(1) 特別警戒区域の指定及 びその全部又は一部の解					(1) 特別警戒区域の指定及 びその全部又は一部の解				

策の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	除並びに公示（第8条第 1項、第4項、第8項、 第9項）				
	(2)・(3) 省略				
	4 緊急調査に関すること。				
	(1) 土地の立入り及び一時 使用（第28条第1項）				—
	(2) 土地の立入りの通知 （第5条第2項、第28条 第2項）				—
	(3) 他人の土地を一時使用 する場合の通知及び意見 の聴取（第5条第6項、 第28条第2項）				—
	(4) 損失補償の協議（第5 条第9項、第28条第2 項）				—
	(5) 土砂災害緊急情報の通 知及び周知措置（第29条 第1項）		—		
(6) 緊急調査により得られ た情報の提供（第29条第 2項）		—			

策の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	除並びに公示（第8条第 1項、第4項、第8項、 _____）				
	(2)・(3) 省略				

附 則

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

公 告

○公 告

愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づき、愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画を作成した。

この計画書の写しは、農林水産部農業振興局畜産課及び各家畜保健衛生所において縦覧に供する。

平成23年4月26日

愛媛県知事 中村時広

監 査 公 表

○公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年4月26日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
中 予 米 粉 推 進 会	平成23年2月1日			
西 条 ベ リ 一 部 会	平成22年12月9日			
(監査の結果)				
平成21年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。 補助金の交付決定を受けた機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）の購入に際して、一般競争入札を実施していたが、実際には当該一般競争入札を実施する前に当該参加者のうちの一人に対して個人連帯保証を付した発注を行っていた上、補助対象機械装置以外の機械装置等の代金を補助対象機械装置の代金に水増しした契約書を作成し、それを基に補助事業の実績報告を行っていた。 補助対象機械装置以外の機械装置等の代金に係る補助金はこれらの行為がなければ支出されなかったものであり、交付された補助金額（3,000,000円）と補助対象機械装置の代金に係る補助金額（1,474,465円）との差額1,525,535円の過大な交付を受けていた。 (西条ベリ一部会)				
事 業 主 体	補 助 金 の 称	補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 費	補 助 金 額

中予米粉推進会	平成21年度 あくりすと クラブプロ ジェクト支 援事業費補 助金	生産方式の改善 に資する機械・ 施設整備	5,750, 000円	2,875, 000円
西条ベリ一部会	〃	流通方式の改善 に資する機械・ 施設整備	6,000, 000円	3,000, 000円

(監査の結果)

平成21年度におけるあくりすとクラブプロジェクト支援事業費補助金について、地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、次の事項が認められた。

- 補助事業者である西条ベリ一部会は、補助金の交付決定を受けた機械装置（以下「補助対象機械装置」という。）の購入に際して、一般競争入札を実施していたが、実際には当該一般競争入札を実施する前に当該参加者のうちの一人に対して個人連帯保証を付した発注を行っていた上、補助対象機械装置以外の機械装置等の代金を補助対象機械装置の代金に水増しした契約書を作成し、それを基に補助事業の実績報告を行っていた。
補助対象機械装置以外の機械装置等の代金に係る補助金はこれらの行為がなければ支出しなかったものであり、県は、交付した補助金額（3,000,000円）と補助対象機械装置の代金に係る補助金額（1,474,465円）との差額1,525,535円を過大に交付していた。
- 同支援事業費補助金の交付を受けて実施された補助事業について、整備した施設の運用計画及び帰属について規約に定めがなかったり、資金計画について規約の定めはあるものの遵守されていなかったものがあつたので、経済性、有効性の観点から十分検証するとともに、補助事業の履行確認方を抜本的に見直しされたい。

○公表18号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年 4月26日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 産 園 芸 課	平成23年 3月11日、 平成23年 3月24日、 平成23年 4月20日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 4月26日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- 件名
土地の売払い
- 売り払う土地の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物		予 定 価 格
	地 目	地 積	構 造	床 面 積	
西条市中野字横内甲873番 1	宅 地	1,358.99㎡	木造スレート瓦葺 平家建	65.61㎡	12,000,000円
				55.89㎡	
				55.89㎡	
				55.89㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格等

- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
ア 提出期間
平成23年 4月26日（火）から 5月26日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをい

う。)

イ 提出場所

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089) 912 - 2794

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成23年5月26日(木)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成23年5月13日(金)午後1時30分

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成23年6月10日(金)午後1時30分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市中野甲1790番地

愛媛県西条地区工業用水道管理事務所2階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

 労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成23年 4 月26日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
白 石 喜 徳	愛媛県労働委員会会長 弁護士	26～39期	平成21年 8 月27日
山 下 泰 史	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	34～39期	〃
青 山 保 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	36～39期	〃
桐 木 陽 子	愛媛県労働委員会委員 松山東雲短期大学教授	37～39期	〃
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会委員 松山大学法学部教授	35期、39期	平成23年 4 月 8 日
松 本 修 次	愛媛県労働委員会委員 全国一般愛媛地方労働組合特別執行委員	30～39期	平成21年 8 月27日
木 原 忠 幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	36～39期	〃
安 藤 伸 子	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛中予地域協議会副事務局長	37～39期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 J A M 四国愛媛地区協議会副事務局長	38～39期	〃
竹 森 義 彦	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U I センセン同盟愛媛県支部支部長	39期	〃
廣 瀬 了	愛媛県労働委員会委員 宇和島自動車株式会社代表取締役社長	37～39期	〃
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 株式会社若本商会代表取締役社長	37～39期	〃
黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38～39期	〃
山 下 精 一 郎	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	39期	〃
金 山 貴 博	愛媛県労働委員会委員 住友金属鉱山株式会社別子事業所総務センター長	39期	平成22年10月22日
和 田 文 男	全日本海員組合愛媛支部長 四国地方交通審議会船員部会委員		平成22年 2 月26日
一 色 昭 造	石崎汽船株式会社代表取締役社長・愛媛県旅客船協会会長 四国地方交通審議会船員部会委員		平成21年 9 月25日
篠 原 英 治	愛媛県労働委員会事務局長		平成23年 4 月 1 日
勝 田 忠 博	愛媛県労働委員会事務局次長		平成22年 4 月 1 日
谷 優	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成23年 4 月 1 日

正 誤

○正 誤

平成23年 4 月 1 日付け第2255号愛媛県規則第20号（組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則）中

ページ	簡 所	誤	正
283	下から 9 行目	第 3 条 愛媛県建築計画概要書等閲覧規則（昭和47年愛媛県規則第61号）を次のように改正する。	第 3 条 愛媛県建築計画概要書等閲覧規則（昭和47年愛媛県規則第61号）の一部を次のように改正する。

○正 誤

平成23年 4 月 1 日付け第2255号愛媛県訓令第 6 号（組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）中

ページ	簡 所	誤	正
351	改正後欄 別表（第 4 条、第 6 条関係） 環境保全課 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務 7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。	(4) 能力及び実績の基準適合性の確認（改正政令附則第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、改正省令附則第17条、23条）	(4) 能力及び実績の基準適合性の確認（改正政令附則第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、改正省令附則第17条、第23条）